

多雪・多雨地域の 公営住宅整備

石川県
金沢市



人口：450,360人（H25.3末）

特徴：本州のほぼ中心に位置し、かつて加賀藩前田家の城下町として栄えた。兼六園は、日本三名園の1つに数えられる。

弁当忘れても傘忘れるな — 金沢市の春や夏は好天の日が多い反面、冬は曇りや雨の日が多い日本海側の気象条件をこう評することがある。

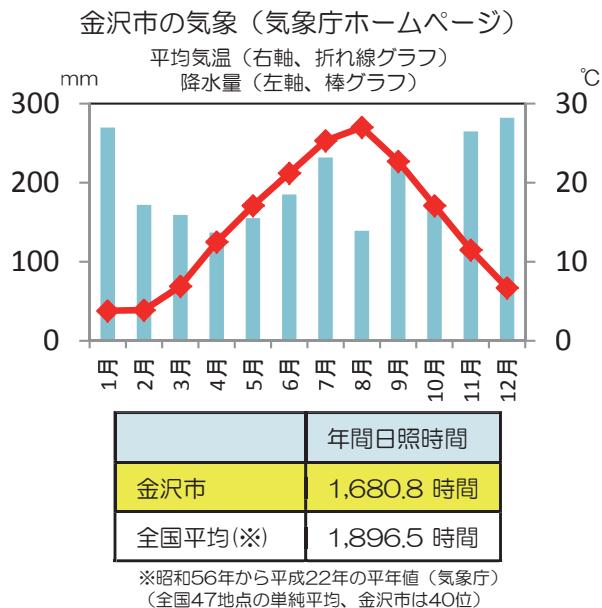
このため、屋内で洗濯物を干す地域特性を踏まえ、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、公営住宅にサンルーム型物干場を設置する独自の基準を定めた。



雪景色の「ひがし茶屋街」（重要伝統的建造物群保存地区）と市営住宅

多雪・多雨地域である金沢

金沢市は、雪や雨が多く日照時間が短い典型的な日本海側気候である。そのような土地柄のため、一年を通じて洗濯物を干すのが屋内に偏ってしまう実情がある。



気象条件への対応を図る独自基準

従来、公営住宅法に基づく国の整備基準において物干場については規定されていなかったが、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、金沢市では、屋内で洗濯物を干すことが多いという地域特性に鑑み、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、サンルーム型の物干場を設置することを明確化した（平成25年4月施行）。

将来にわたる良質な市営住宅の維持

平成26年度に建替えに着手する住宅（28戸）においてもサンルーム型物干し場を設置することとしており、地域の実情に合った公営住宅の整備を進めることで、公営住宅入居者の居住の快適性の向上につながるとともに、湿気・結露・カビ発生の予防を通じた居室の長寿命化を図ることができ、将来にわたって良質な住居を維持することができる。



サンルームが設置された間取り例

地方分権改革との関連

第1次一括法による公営住宅法の改正で、公営住宅及び共同施設の整備基準については条例に委任され、公営住宅等整備基準が定める技術的基準については「参酌すべき基準」とされた。

この結果、サンルーム型の物干し場の設置は国の基準を参照し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

関係者からのメッセージ



条例委任となつた市営住宅の整備基準や入居者資格の取扱いを検討するため、市営住宅のあり方検討会を設置し、住宅の長寿命化や高齢社会の対応など、今日的課題を考慮して、条例を整備したものであり、今後も本市の実情に応じて、課題に的確に対応していくたい。
(金沢市市営住宅課課長補佐
山本 真一氏)



サンルーム型物干し場